

インボイス制度 ～免税事業者の場合の留意点について～

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まります。

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

免税事業者の方はご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかご検討ください。又、インボイス発行事業者となる場合には、下記の事項についてもご留意していただきたいと思います。

<免税事業者の登録に係る経過措置について>

改正後の経過措置の概要・・・

令和4年度税制改正により、免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を行う際の経過措置の適用期限が延長されました。これにより、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合には、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。

※免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける際、登録申請書に「登録希望日」を記載することで、その希望日から適格請求書発行事業者（課税事業者）になることができます。なお、登録希望日を記載できるのは、登録希望日の属する課税期間の基準期間が終了し、登録希望日において免税事業者である事業者に限られます。

<課税事業者選択届出書の提出の要否について>

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続きを行うだけでなく、「課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。ただし、登録に係る経過措置の適用で令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

《原則》

課税事業者を選択しようとする課税期間の初日の前日（適用を受けようとする課税期間が事業を開始した日の属する課税期間である場合には、その課税期間中まで）に「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出する。

《経過措置》

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、「課税事業者選択届出書」の提出は不要。

<事業者免税点制度の適用制限について>

経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除き、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日まで免税事業者となることはできません。

<簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例について>

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、期限内（その課税期間の初日の前日）に同届出書を提出したものとみなされ、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

～参考～

<インボイス制度の概要>

適格請求書（インボイス）とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータ）をいいます。

（インボイスの記載事項）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格請求書発行事業者登録制度

○ 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

○ 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

（売手側）

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

（買手側）

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。